

大都市税財政制度調査特別委員会資料

1 「令和6年度 県の予算編成に対する要請」について

資料1 令和6年度 県の予算編成に対する要請の概要

資料2 令和6年度 県の予算編成に対する要請書

財政局

令和5年11月9日

令和6年度 県の予算編成に対する要請の概要

1 要請活動の目的

広域自治体である県と、基礎自治体である本市とのそれぞれの責務を踏まえ、制度改善が必要な事項や、本市の事務事業の推進にあたり、適切な財政措置が必要な事項を中心に、要請を行うもの。予算措置にとどまらず、税負担の公平性や、県と市の役割分担などの観点から、制度そのものの在り方に対する意見を含んでいる。

2 要請内容

(1) 概要

要請項目のうち、特に、税負担の公平性が損なわれているものや、県と市のあるべき役割分担となっていないものを重点要請項目としている。

また、横浜市及び相模原市と協議し、共通する要請項目について、その旨を表記している。

(2) 要請項目

重点要請項目（5項目） ※昨年度4項目

- 1 地方分権改革の推進について【新規要請項目】
- 2 県単独補助事業における補助基準の格差是正等について【3指定都市共通項目】
- 3 令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた
一級河川（県管理）の治水対策の推進について
- 4 拠点地区等の整備について
- 5 障害者入所施設の整備及び入所調整について【新規要請項目】

その他要請項目（9項目） ※昨年度11項目

- ・「住宅・建築物の総合的な耐震対策による安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について」は3指定都市共通項目
- ・「平瀬川・多摩川合流部整備事業の推進について」は新規要請項目

3 要請の方法及び時期

県の予算編成時期を踏まえ、次のとおり県に対し要請活動を行う。

- (1) 12月中旬に市長が知事に要請
- (2) 11月に多摩川会（市内選出県議会議員）に要請書の提供
- (3) 市の所管部署から県の所管部署へ説明

令和 6 年度

県の予算編成に対する要請書

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正 13（1924）年に人口 5 万人で誕生した本市は、現在では人口が 154 万人を超え、令和 6（2024）年に市制 100 周年という歴史的な節目を迎えます。SDGs 未来都市として、誰一人取り残さず、今後も持続可能な都市であり続けるために、少子化、超高齢社会に向けた地域包括ケアシステムの取組のほか、令和 32（2050）年の脱炭素社会実現に向けた取組や、臨海部の基幹産業の動向を踏まえた大規模な土地利用転換の取組を事業者、市民の皆さまとともに進めています。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画 第 3 期実施計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しています。

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い社会経済活動の正常化が進む一方で、昨今の物価高騰により、市民生活や地域経済に大きな影響が生じています。多様化・増大化していく県民・市民ニーズへきめ細かに対応するためには、広域自治体としての県と基礎自治体としての市とが、それぞれの責務を踏まえ、協調して地域経営の視点を持って効果的・効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

今回とりまとめた要請事項は、事業の実施に支障を生じさせないために、県と市の役割分担等を踏まえ、制度改善が必要な事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心としたものです。

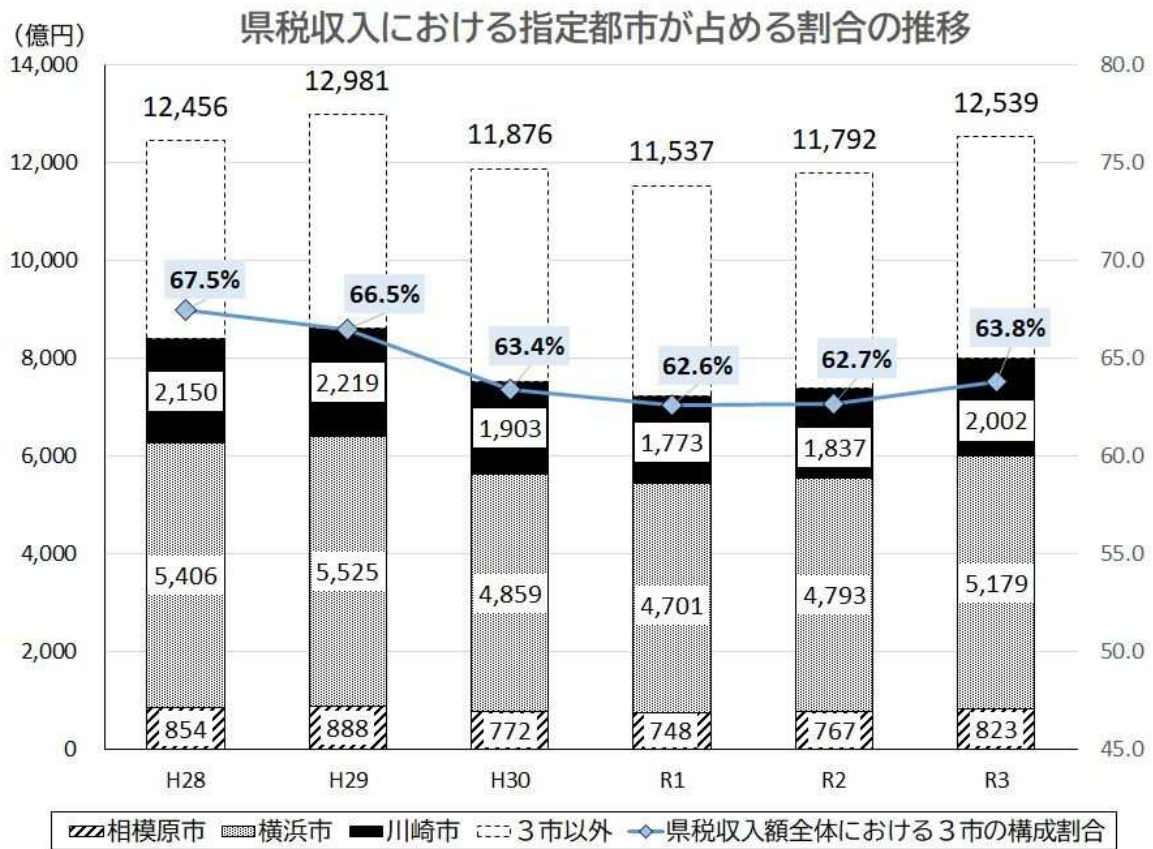
県におかれましても、大変厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、県内指定都市の県税収入額が県税決算額全体の 6 割以上を占め、県財政に大きく貢献していることも踏まえ、令和 6 年度の県予算編成に反映していただきますよう要請いたします。

令和 5 年 11 月

川崎市長 福田 紀彦

県税収入における指定都市の貢献度

川崎市、横浜市及び相模原市の3指定都市の県税収入額は、県税決算額の6割を超えており、県財政に大きく貢献しています。



※指定都市の県税収入額は、神奈川県税の統計における県税決算額の市町村別税収額（推計）による。

（表示単位未満四捨五入）

※平成30年度以降の収入額並びに3市の構成比の減少は、県費負担教職員の市費移管に伴う税源移譲による。

目 次

重 点 要 請 項 目

地方分権改革の推進について【新規要請項目】	1
県単独補助事業における補助基準の格差是正等について【3指定都市共通項目】	3
令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた 一級河川（県管理）の治水対策の推進について	5
拠点地区等の整備について	7
障害者入所施設の整備及び入所調整について【新規要請項目】	9

要 請 項 目

○安心のふるさとづくり

新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について	13
鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について	15
住宅・建築物の総合的な耐震対策による安全・安心に暮らせる まちづくりの推進について【3指定都市共通項目】	17
地籍調査事業の推進について	19
平瀬川・多摩川合流部整備事業の推進について【新規要請項目】	21
河川管理施設の老朽化対策等について	23
川崎市内における県有施設等の活用等について	25

○力強い産業都市づくり

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る国道357号等の整備について	27
鉄道ネットワークの機能強化について	29

重 点 要 請 項 目

地方分権改革の推進について

■ 要請事項

- 1 指定都市が新たな大都市制度「特別市」の法制化を目指す中、県と指定都市の間に存在する二重行政等の課題を共有し、住民目線での解決を図るため、指定都市との協議を継続するとともに、法制化を見据えた取組として、県市間で連携して調査・研究を行っていくこと。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、地域の実情に合わせた県から指定都市への権限移譲を早期に進めること。

■ 要請の背景

- 指定都市制度は、昭和 31（1956）年の創設から 65 年以上が経過し、指定都市には多くの権限が移譲され、市民に身近な行政サービスのほとんどを担うようになっていますが、広域自治体と基礎自治体という二層制構造は変わっていません。
- 感染症や大規模自然災害等の危機的事象への的確な対応や、人口の減少、少子高齢化の進展等、住民に身近な地域課題を解決していくには、県と指定都市が連携・協力して二重行政等の課題を共有し、住民目線での協議を継続して行うとともに、「特別市」に関する調査・研究を県市間で連携して進めていくことが必要です。
- また、地方分権改革の取組として権限移譲等が進められていますが、依然として県と指定都市の二重行政等の課題は存在している状況にあります。指定都市が迅速かつ柔軟な行政運営を行うためには、指定都市の求めに応じて、その権限に見合う財政措置や権限移譲に関する県と指定都市の協議を円滑に進めることが必要です。

■ 効果等

- 市民サービスの利便性向上、司令塔の一本化、市民に身近な地域課題の解決など、地域ニーズに合わせた迅速かつ柔軟な行政運営が可能となります。
- 県は広域自治体として、大都市以外の地域の補完という県の役割により一層注力することが可能となります。

■ 神奈川県との継続した協議について

令和4年5月6日
第44回 県・横浜・川崎・相模原
四首長懇談会の開催



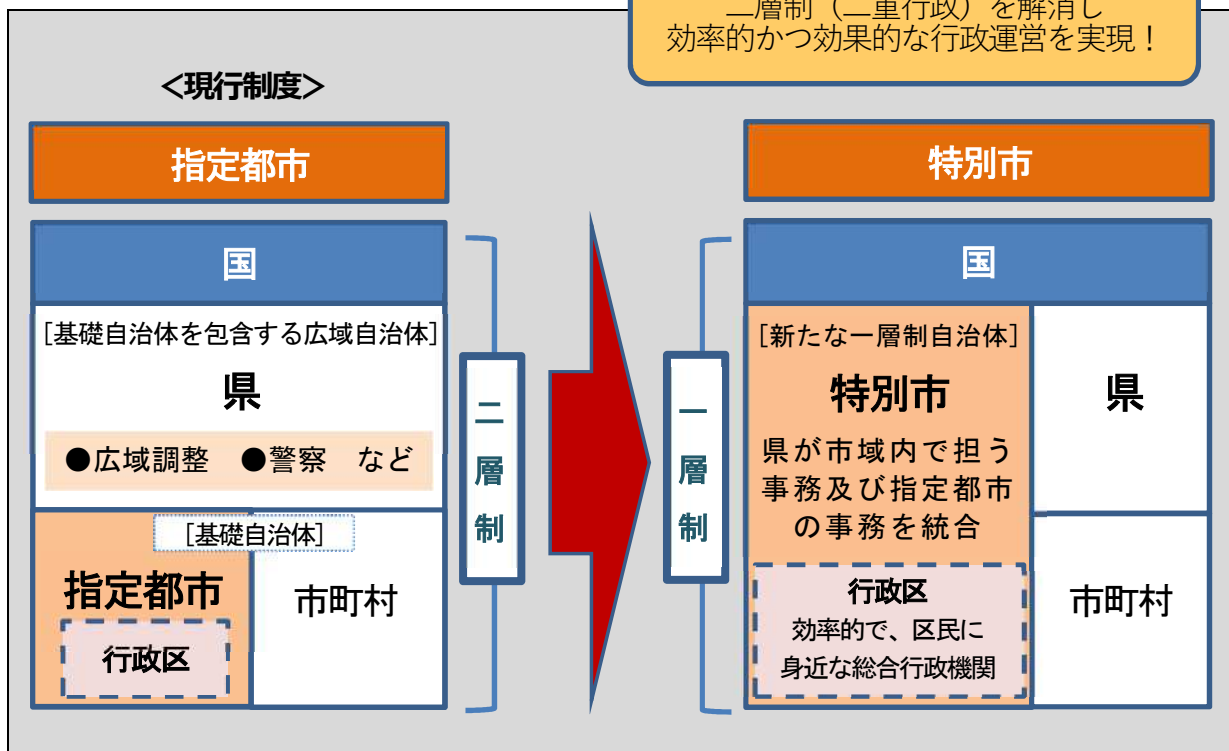
- 特別市制度について、四首長で意見交換
- 県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、知事、三市長のトップレベルでの協議を行っていくことで合意

令和2年11月16日
川崎市神奈川県調整会議の開催
(横浜市神奈川県調整会議との合同開催)



- コンビナート地域に関する高圧ガス製造許可等の事務の移譲に向けた協議を開始
- 令和4年10月、移譲予定時期を「令和7年4月1日」と県・市で同時発表し、協議を継続

■ 特別市の姿



- ・ 県と指定都市の間に存在する二重行政等の課題を共有し、住民目線での解決を図るため、指定都市との協議を継続すること。
- ・ 「特別市」の法制化を見据えた調査・研究を県市間で連携して行っていくこと。
- ・ 地域の実情に合わせた県から指定都市への権限移譲を早期に進めること。

この要請文の担当課／総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当 TEL 044-200-2761

県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

【3 指定都市共通項目】

■ 要請事項

- 1 補助率等の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案の上、早急に補助率格差の是正に取り組むこと。
- 2 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うこと。
- 3 指定都市在住であることだけをもって格差が設けられている現状について、県民たる市民に対し、説明責任を果たすこと。

■ 要請の背景

- 県単独補助事業の中に、指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、県内での租税負担の公平性が損なわれています。
- 指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で、十分な財政措置はなされていません。
- 令和2（2020）年3月に策定された県の「中期財政見通し」によると、成果に着目したスクラップ・アンド・ビルドを行い、既存施策・事業の徹底的な見直しをすることとされていますが、仮に県単独補助金が一時凍結又は廃止された場合、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。
- 補助率格差については、指定都市が、県と同様の権限を有していることや予算の規模が大きいこと等を踏まえて設けられているとのことですが、指定都市であるという理由をもって、格差を設けることは市民に理解を得られるものではありません。
- 県においても、課題として認識していることから、今後の継続的な財源確保の問題も含めた具体的な検討が必要です。

合理的理由
のない格差

本市民は、県民として他市町村と同様の租税負担をしているにも関わらず
指定都市とその他の市町村との間には補助率の格差がある状況

本市の財政
運営に影響

【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	【補助率】 指定都市 1/3 一般市 1/2	【補助率】 指定都市 1/2 一般市 1/2
小児医療費助成事業補助金	【補助率】 指定都市 1/4 一般市 1/3	【補助率】 指定都市 1/2 一般市 1/2
重度障害者医療費給付補助事業補助金	【補助率】 指定都市 1/3 一般市 1/2	【補助率】 指定都市 100% 一般市 100%
外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金	【補助率】 指定都市 対象外 一般市 1/2	【補助率】 指定都市 対象外 一般市 1/2
沿道建築物耐震化支援事業費補助金	【補助率】 指定都市 1/9 一般市 1/6	【補助率】 指定都市 1/9 一般市 1/6

租税負担の公平性が損なわれている

県税負担の実態を踏まえ、指定都市在住であることのみによる格差について

- ・ 早急に補助率格差を是正すること
- ・ 県内市町村と十分に協議すること
- ・ 県民たる市民に対する説明責任を果たすこと

令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた 一級河川（県管理）の治水対策の推進について

■ 要請事項

一級河川三沢川周辺地域における更なる治水安全度の向上のため、河川の適正な維持管理や多摩川合流点処理について検討するとともに、治水対策の推進に向け、市と連携して取り組むこと。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風により三沢川（県管理・県工事）において、三沢川水門が設置以来はじめて操作される状況の中、水位が上昇し、三沢川に接続する水路からの越水が確認され、約 12 ヘクタールの浸水被害が発生しました。
- 本市としても、中長期対策として当該地域の浸水被害を低減するため、大丸用水の流下能力向上に向けた対策や下水道の整備などの取り組みを進めています。
- 三沢川については、国における水門操作の際にも洪水を安全に流下させる必要があります。
- 治水対策として河道の浚渫や樹木伐採などについては、三沢川における流下能力の向上や三沢川に接続する水路の排水を円滑にする効果的な取組であり、河川管理施設の適正な維持管理を行う必要があります。
- 近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、治水対策の更なる強化に取り組むとともに、地域住民に対し、取組状況を説明していく必要があります。

■ 効果等

- 三沢川流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害の最小化が図られます。

■ 県の役割

○三沢川は県が管理・工事・維持

■ 今後の取組



三沢川周辺の浸水状況

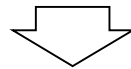


菅住宅付近



管理用通路

被害を踏まえた対策の推進



河川の適正な維持管理



三沢川水門
(国管理)

多摩川合流点処理の検討

更なる治水安全度の向上のため、河川の適正な維持管理や多摩川合流点処理について検討すること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901

上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2884

拠点地区等の整備について

■ 要請事項

- 1 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、県の広域自治体としての役割を踏まえ、事業の進捗に応じ、相応の財政措置を講ずること。
- 2 超過課税を活用した制度として創設した「政令市市街地再開発臨時補助金」については、他の超過課税を活用した制度からの単なる財源の付け替えとならないよう配分を行うこと。また、補助率や補助上限額の算定に関し、県民たる市民に対し合理的な理由を明確に示すとともに、より実効性の高い制度設計とすること。

■ 要請の背景

- 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業は、地域の課題解決、都市防災力の向上、省エネ・低炭素化、都市機能集積、賑わい創出、税収効果など、様々な効果を得ることができ、民間の事業への投資を促し、効果を発現させる意義があります。
- 県土の持続的な発展に向け、民間活力を生かしながら、契機を逃さず、良好な住環境の整備や業務・商業機能の導入による雇用創出、さらには税源涵養等を実現するためには、県市協調による財政措置が必要です。
- また、「政令市市街地再開発臨時補助金」は、令和5年度に制度が拡充されたものの、従来の「都市再開発事業補助金」と比較し県負担額が少額であるとともに、補助上限額が設定されるなど、十分な額が交付されない等の課題があり、拠点整備の着実な推進に向け、制度の拡充等を図る必要があります。

■ 要請額

(単位：億円)

事業名及び地区名	令和6年度 計画事業費	県負担額		着手 年度	完了 年度
		都市再開発事業 補助金の場合	臨時補助金の 場合		
合計	約 28.35	約 7.09	約 3.51	-	-
市街地再開発事業関連	約 20.80	約 5.20	約 2.97	-	-
(広域拠点)	京急川崎駅西口地区	約 6.58	約 0.94	R5	R12
(地域生活拠点等)	鷺沼駅前地区	約 5.46	約 0.78	R5	R14
	登戸駅前地区	約 8.76	約 1.25	R5	R10
優良建築物等整備事業関連	約 7.55	約 1.89	約 0.54	-	-

県の役割

広域自治体として、県域全体の持続的発展に向けた市（基礎自治体）の補完をすること



- ・ 拠点整備に伴う県税の税源涵養効果等も踏まえた県市協調の取組が必要
- ・ 持続可能な県域全体の発展の牽引が必要

〔参考 / 市内拠点地区 及び 主な計画事業箇所〕



〔参考 / 今後の費用の見込み〕

(単位: 億円)

事業名及び地区名	令和7年度 計画事業費	県負担額	
		都市再開発事業 補助金の場合	臨時補助金の 場合
合計	約 65.60	約 16.41	約 7.73
市街地再開発事業関連	約 42.68	約 10.68	約 6.11
(広域拠点)			
京急川崎駅西口地区	約 27.68	約 6.92	約 3.96
鷺沼駅前地区	約 10.50	約 2.63	約 1.50
(地域生活拠点等)			
登戸駅前地区	約 3.42	約 0.86	約 0.49
柿生駅南地区	約 1.08	約 0.27	約 0.16
優良建築物等整備事業関連	約 22.92	約 5.73	約 1.62

市街地再開発事業等について、県の広域自治体としての役割を踏まえ、事業の進捗に応じ、相応の財政措置を講ずること。また、補助率や補助上限額の算定に関し、県民たる市民に対し合理的な理由を示すとともに、より実効性の高い制度設計とすること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課
まちづくり局拠点整備推進室

TEL 044-200-3009
TEL 044-200-2752

障害者入所施設の整備及び入所調整について

■ 要請事項

- 1 障害者数が増加している状況に対応するために入所施設の設置などによる受入れ枠の拡大を行うこと。
- 2 県域の入所調整の仕組みを構築すること。
- 3 県による総量規制のため「本来、入所施設による支援が必要な方」が入所できていない現状について、説明責任を果たすこと。

■ 要請の背景

- 平成 18（2006）年に 37,480 人だった市内の障害者数は、令和 2（2020）年には 62,508 人と増加していますが、市内の入所施設の定員は 347 人と定められており、手帳交付数に対する定員数が全国、県内と比べて極端に少ない状況にあります。
- 平成 18（2006）年以降、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）による都道府県計画における入所定員数の計画値の義務付けにより、入所施設の定員数については、神奈川県において総量規制を実施することになり、各市町村は、現状の定員数を超えて施設を設置することができなくなりました。
- 県による総量規制は、障害者手帳交付数等による按分になっておらず、定員数を定める根拠が不明確です。
- 各市町村内の施設で入所希望者の受入れができない場合の県による入所調整はなく、かつ、県立入所施設で新たに空きが出た場合に指定都市・中核市を除いた県民（約 35%）の中で入所調整を図っており、川崎市民は対象となっていません。
- 本市では、県の総量規制により入所施設の数を増やせないため、ほぼ満床状態となっています。入所待機者が多く、緊急で入所する必要がある方は、区役所に勤務する市職員が利用者の希望を踏まえ、県外の施設を探すなどの支援をしています。
- 入所施設は「終の棲家」ではなく、地域で生活するためのスキル習得など地域移行に向けた支援として必要なサービスです。行動障害や障害の重度化により、入所施設による支援が必要な方が、施設が少ない事により入所出来ない状況にあります。

■ 本市障害者数の増加

※いずれも4月1日現在

	平成18年	令和5年	増加率
市内総人口	1,332,035	1,541,640	15.7%
市内障害者数 (身体、知的、精神)	37,480	65,582	75.0%

障害者数は、
人口の増加率を
大きく上回り
75%増加

■ 障害者手帳配布数に対する入所施設の整備状況

	手帳交付台帳 登録者数	入所定員数	1床あたりの 手帳交付数
全国(令和2年度)	7,336,435	187,939	39.0
神奈川県(令和3年度) (指定都市・中核市除く)	147,228	2,551	57.7
川崎市(令和2年度)	62,508	347	180.1

全国では障害者
手帳を持っている
方の39人に1人が
入所できるが、
**川崎市では180
人に1人しか入
所できない**

■ 本市入所施設利用者の状況(令和5年3月時点)

	入所者数
市内入所施設※	341
県内市外入所施設	136
県外入所施設	57
計	534

※定員347人との差異は、
必要な短期入所枠や入院中のベッド確保によるもの

市外施設入所者 193人(36.1%)

入所サービスを利用している川崎市民の
3人に1人は市内施設に入所できていない

要請① 障害者数増加などの状況を踏まえ、**入所施設の設置など、受入れ枠の拡大**を行うこと。

要請② **県域の入所調整の仕組み**を構築すること。

要請③ **入所施設による支援が必要な方が入所できない現状に対する説明責任**を果たすこと。
⇒特に、**次の点について県の見解を示されたい。**

○ 「**当事者目線**」に立つと、一律に凍結するのではなく、**地域で生活するための通過型**の入所施設も必要と考えられるが、**県は入所施設の機能についてどのように考えるか。**

○ 現状、**県内**の入所施設の**定員数**は公平ではなく、**都市間で格差が生じている**。こうした実態を**県として**どのように認識しているか。また、**県立**の入所施設であれば、**現状においても県による入所調整は可能と**考えるが、**県としての総合調整機能**についてはどのように考えているか。

要 請 項 目

新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について

■ 要請事項

新型インフルエンザ等発生時の患者の受診及び入院受入れ体制を強化するため、新型インフルエンザ入院医療機関や、感染症外来協力医療機関に医療資器材の導入や備蓄にかかる支援を実施すること。

■ 要請の背景

- これまでの新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、県において国の交付金を活用して、県内の医療機関への整備を行ったところです。今後においても引き続き医療体制の更なる整備を進め、新たな感染症の発生に備える必要があります。
- 国は新型インフルエンザ等発生時の医療体制整備のため、保健衛生施設等施設・設備整備補助金において、都道府県を交付対象とする補助制度を設けており、県においては、当該補助制度を活用して、市内の新型インフルエンザ等に対応する帰国者・接触者外来協力医療機関へ、平成 26 年度から令和 4 年度の間、9 医療機関に対して人工呼吸器 13 台、簡易陰圧装置 5 台の配備を決定しております。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和 4（2022）年に成立した改正感染症法に基づき、県及び保健所設置市が策定する「感染症予防計画」（令和 6（2024）年 4 月 1 日施行）にかかる国の基本的な指針においても、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に入院を担当する医療機関だけでなく、外来を担当する医療機関等の体制整備も県の役割であることが明示されたことから、感染症外来協力医療機関への補助も含めた適切な財政措置が必要です。

■ 神奈川県役割

- 新型インフルエンザ等における医療体制整備を実施する中心的な役割を担うものとされ、入院医療機関において必要な治療が継続して行われるよう、医療機関における医療資器材の確保を支援する必要があります。

■ 川崎市の医療資器材等の整備支援の現状

○新型インフルエンザ等関係国庫補助金概要(保健衛生施設等設備整備費補助金)

	補助内容	補助率	補助先	実施状況
1 新型インフルエンザ入院医療機関	○初度設備費 (基準額:133,000円) ○人工呼吸器 (基準額:2,221,000円) ○个人防护具 (基準額:3,600円) ○簡易陰圧装置 (基準額:4,320,000円) ○簡易ベッド (基準額:51,400円)	国 1/2	間接補助 (都道府県) ※国から都道府県に対する補助事業であり、都道府県が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けることができない。	補助有り 整備 継続中
2 感染症外来協力医療機関	○HEPAフィルター付空気清浄機 (基準額:905,000円) ○HEPAフィルター付パーティション (基準額:205,000円) ○个人防护具 (基準額:3,600円)	県 1/2		補助無し 未整備

○「新型インフルエンザ入院医療機関」への補助実績(9医療機関)

補助年度	内訳
平成26年度	人工呼吸器 5台
平成27年度	人工呼吸器 3台
平成28年度	人工呼吸器 2台 簡易陰圧装置 1台
平成29年度	人工呼吸器 2台
平成30年度	簡易陰圧装置 1台
平成31(令和元)年度	簡易陰圧装置 1台
令和2年度	人工呼吸器 1台
令和3年度	簡易陰圧装置 1台
令和4年度	簡易陰圧装置 1台
合計	人工呼吸器 13台 簡易陰圧装置 5台

要請：感染症外来協力機関についても補助対象とすること

新型インフルエンザ入院医療機関に対する補助を継続するとともに、感染症外来協力医療機関についても補助対象とすること。

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 TEL 044-200-2343

鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について

■ 要請事項

誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対して必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日あたりの平均的な利用者数が3千人以上並びに1日あたりの平均的な利用者数が2千人以上3千人未満であって重点整備区域内のすべての駅舎について、エレベーター等の設置によるバリアフリー化の整備が位置付けられています。
- また、国土交通省では、高齢者、障害者等、すべての駅利用者のホームからの転落を防止するための設備として、ホームドアの整備を推進しており、「第2次交通政策基本計画」において、これまで優先してきた1日あたりの利用者数が10万人以上の駅だけでなく、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、ホームドアの整備を進めていくこととしています。
- こうしたことから、本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設やホームドアの整備に対して補助を行っています。
- ホームドアの整備は、本市においても、1日あたりの利用者数が10万人以上の駅だけでなく、優先度が高い駅についても整備を促進していく必要があります。

■ 効果等

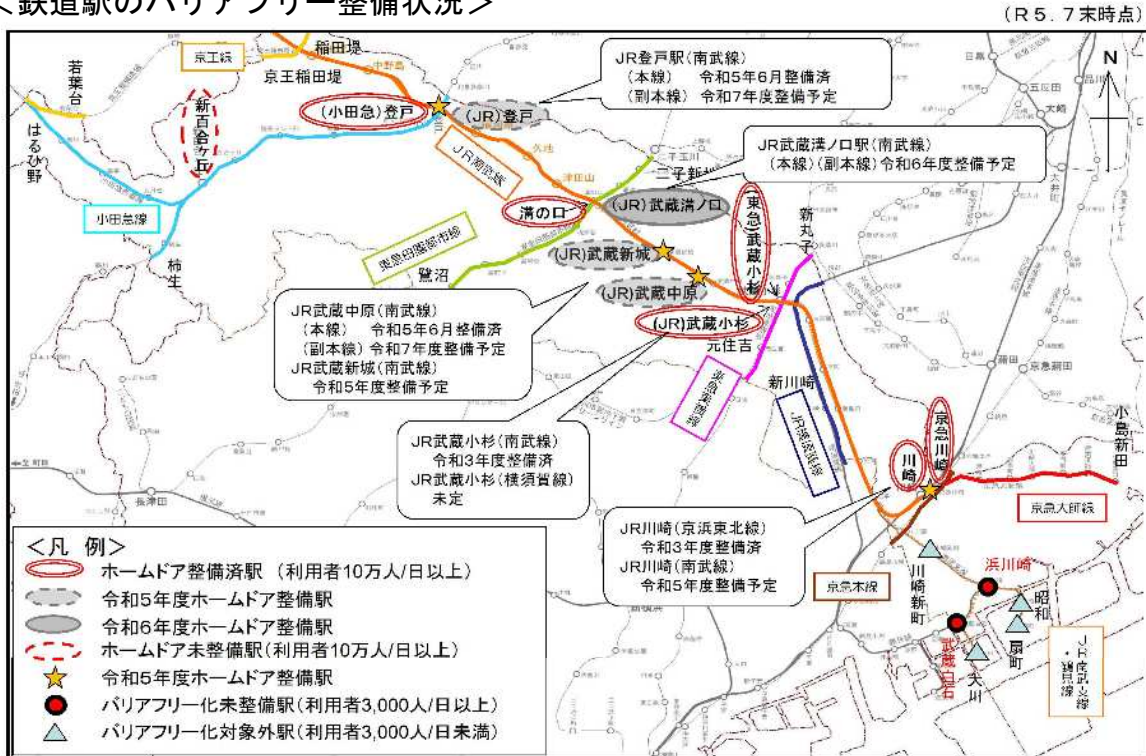
- 誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、市民生活に身近な鉄道駅のバリアフリー化の取組を促進することにより、鉄道駅における安全性・利便性の向上を図ることができます。

県の役割

かながわ交通計画に定める交通施策の推進方策に基づき、駅のバリアフリー化等に対して、市町村等と連携して協力・支援し、整備を誘導すること

➡ 鉄道駅のバリアフリー化の促進に向けて、鉄道事業者への支援が必要

＜鉄道駅のバリアフリー整備状況＞



＜鉄道駅のバリアフリー化整備事業の予定＞ ※全てJR南武線

対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登戸駅 (2線、本線)	ホームドア設置		
武蔵中原駅 (2線、本線)	ホームドア設置		
川崎駅 (2線)	ホームドア設置		
武蔵新城駅 (2線)	ホームドア設置		
武蔵溝ノ口駅 (2線、本線)	ホームドア製作・設置	補助額約 0.26 億円 (県市共)	
武蔵溝ノ口駅 (1線、副本線)	ホームドア製作・設置	補助額約 0.15 億円 (県市共)	
登戸駅 (1線、副本線)		ホームドア製作・設置	補助額約 0.21 億円 (県市共)
武蔵中原駅 (2線、副本線)		ホームドア製作・設置	補助額約 0.29 億円 (市)
要請額 計(県・市共補助金 1/12)	県補助額 約 0.46 億円 市補助額 約 0.86 億円	県補助額 約 0.41 億円 市補助額 約 0.41 億円	県補助額 約 0.21 億円 市補助額 約 0.50 億円

誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対して必要な財政措置を講ずること。

住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【3 指定都市共通項目】

■ 要請事項

住宅・建築物の耐震化による総合的な耐震対策を推進するため、耐震対策への継続的かつ十分な財政措置を講ずるほか、支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、まち全体の総合的な耐震化に向けて取組を推進しています。
- 耐震対策の推進には、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減を図ることが求められており、今後も継続的かつ十分な財政措置が必要です。
- 民間マンションについては、今後、建物の老朽化、所有者等の高齢化の進行とともに耐震化の難易度が急速に高まることや、対策に要する行政負担が増大することが懸念されることから、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」において、マンションの耐震設計・耐震改修に要する費用について補助対象とするなど、市と県が連携を強化し、速やかに支援策の充実を図っていく必要があります。

■ 要請額

- | | |
|-------------|-------------------|
| ○ 令和6年度事業費 | 約2.6億円（県費 約0.6億円） |
| ・住宅耐震化事業等 | 約0.9億円（県費 約0.2億円） |
| ・沿道建築物耐震化事業 | 約1.7億円（県費 約0.4億円） |

■ 効果等

- 住宅及び災害時の緊急物資等を輸送するための緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

県の役割

神奈川県耐震改修促進計画に定める耐震化の目標等に基づき、国・市町村と連携して、県内建築物の耐震化を促進する取組を進めていくこと



安全・安心に暮らせるまちづくりの推進のため、
県と市の連携した取組が必要

<住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）>

■目標：住宅の耐震化率を令和7年度までに98%、特定建築物の耐震化率を令和7年度までに97%とする。

（令和2年度末の耐震化率 住宅：95.6% 特定建築物：95.2%）

耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を令和7年度を目途におおむね解消する。

■主な取組

- 木造住宅耐震対策、○民間マンション耐震対策
- 耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

※民間マンション耐震対策に係る負担割合

		地方		国
		市	県	
耐震診断	予備調査（市の委託による）	1/4	1/4	1/2
	診断（補助率：2/3）	1/6	1/6	1/3
耐震改修	耐震設計（補助率：2/3）	1/3	補助対象外	1/3
	耐震改修（補助率：15.2%）	7.6%	補助対象外	7.6%

【要請】民間マンションの耐震改修事業についても、耐震診断と同様に、地方負担分を県と市が連携して分担すること

総合的な耐震対策の推進に向けて、継続的かつ十分な財政措置を講ずるほか、支援策の充実を図ること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-3017

地籍調査事業の推進について

■ 要請事項

本事業は市全域を対象としており、事業が完了するまでに長時間を要することから、計画的な事業執行を図るための必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、昭和 59 年度より麻生区の黒川地区から地籍調査事業を開始しています。麻生区内の調査が概ね完了し、現在は多摩区・川崎区内の調査を実施していますが、進捗率は、令和 4 年度末時点で全市面積の約 11%にとどまっています。
- 国土交通省では、令和 2 (2020) 年 3 月の国土調査法改正により、第 7 次国土調査事業十箇年計画を策定し、新たな調査手続きの活用や効率的な調査手法の導入を促進し、進捗率向上を図るための措置を定めています。また、県においても、同十箇年計画に基づき「神奈川県地籍調査計画」を策定し、国と歩調を合わせた地籍調査の推進を目指している状況です。
- 地籍調査を実施した地区では境界が明確となり、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な効果が期待されていることから、本市においても国や県の実施方針に基づき、多摩区での「一筆地調査」を継続し、さらに、道路等との境界のみの先行調査を実施し、成果を公表していく効率的な調査手法である「街区境界調査」について、川崎市津波避難計画に基づき大規模災害が想定されている川崎区内の避難指示区域を令和 4 年度から優先的に実施しております。

■ 要請額

- 令和 6 年度計画事業費 25,940 千円 (県費 6,485 千円)

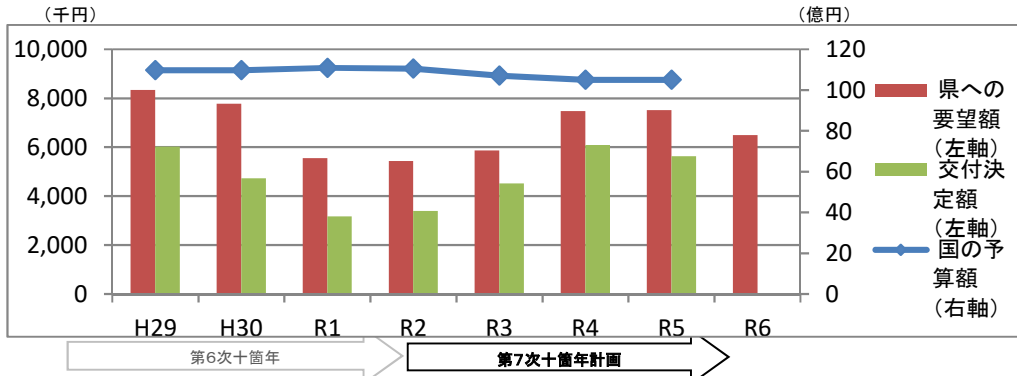
■ 効果等

- 災害からの復旧・復興の迅速化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画・用地測量の迅速化、固定資産税の課税適正化等

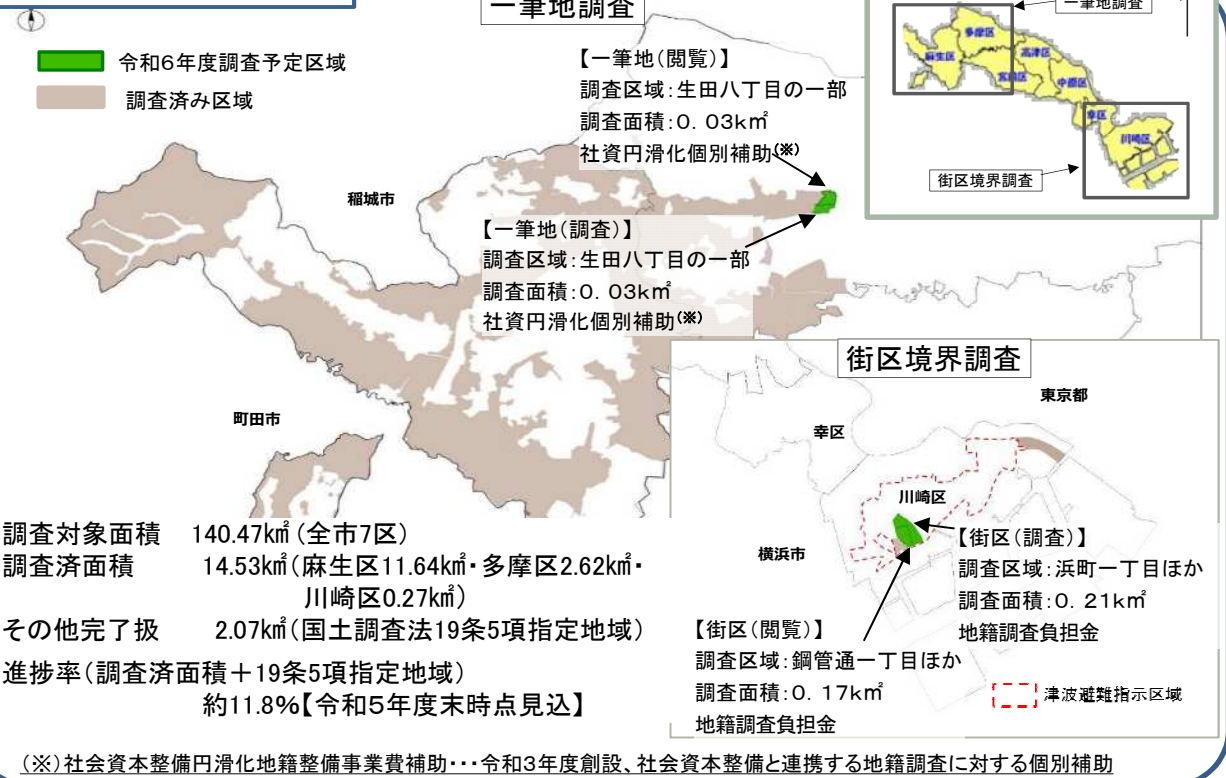
県の役割

第7次国土調査事業十箇年計画に基づく効率的な調査手法の導入促進及び目標事業量達成に向けた**必要な財政措置及び国との調整**

地籍調査事業の県費の推移



地籍調査事業の推進状況



第7次国土調査事業十箇年計画期間の川崎市の取り組み

年度	令和2年	令和3年~5年	令和6年	令和7年	令和8年~11年
国・県	作 成 計 画	施 改 行 正 法			
川崎市	一筆地調査	[進捗の進行]			
	街区境界調査	[進捗の進行]			

社会資本整備と連携
令和4年度より社資円滑化個別補助を導入

効率的調査手法の導入
令和4年度より街区境界調査に着手

防災対策としての地籍調査
街区境界調査により第7次計画期間内での津波避難指示区域の調査既成を目指す

第7次国土調査事業十箇年計画の推進に向けた財政措置を講ずること。

この要請文の担当課/建設緑政局道路河川管理部管理課地籍担当 TEL 044-200-2852

平瀬川・多摩川合流部整備事業の推進について

■ 要請事項

平瀬川の更なる治水安全度の向上を図る工事について、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、平瀬川と多摩川の合流部で浸水被害が発生しました。
- 本事業は、令和3（2021）年3月に策定された「多摩川水系流域治水プロジェクト」において、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策に位置付けられており、治水対策を確実に実施することが必要です。
- 令和4（2022）年2月に「多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画」が策定され、多摩川本川水位を考慮した堤防整備が位置付けられたことから、多摩川本川の堤防整備と連携した取組が重要です。
- 平瀬川と多摩川の合流部対策については、堤防の安全性を第一に考えた上で、景観や防犯面等に考慮した堤防構造について地域住民の要望や意見を踏まえ、合意形成を図りながら、令和6年度からの堤防整備を計画的かつ継続的に進める必要があります。

■ 要請額

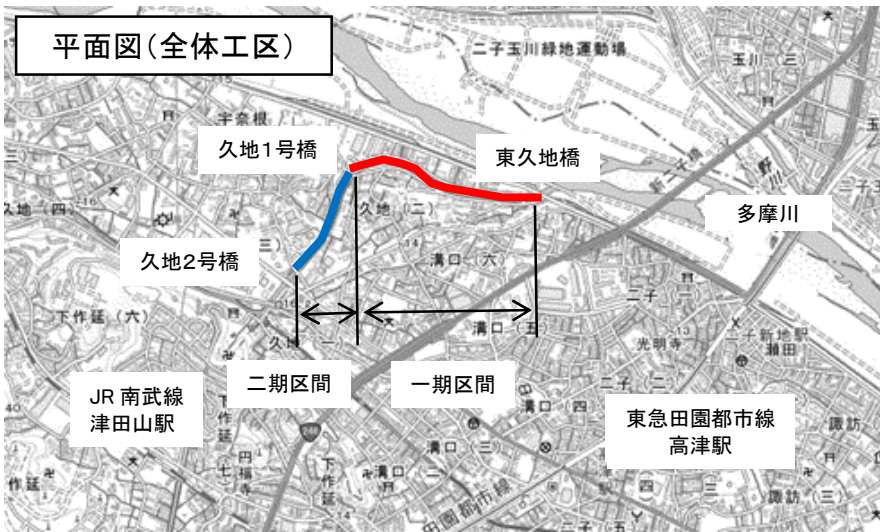
- 総事業費 約150億円（国費 約40億円、県費 約40億円）
- 令和6年度計画事業費 約 0.7億円
（国費 約0.2億円、県費 約0.2億円）

■ 効果等

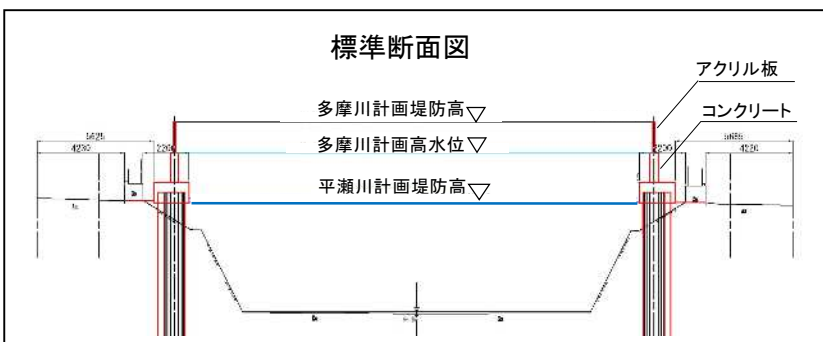
- 多摩川からの背水に対して、更なる治水安全度の向上が図られます。
- 令和元年東日本台風で浸水した約6ヘクタールの地域については、同規模の降雨に際しても、浸水被害を解消することができます。

平瀬川・多摩川合流部整備事業の概要

■都市基盤河川改修事業として、国・県・市でそれぞれ1/3の費用を負担



現況



整備後

【一期区間】

- 計画区間 川崎市高津区久地2丁目地内
- 計画期間 令和6年度～令和14年度
- 事業費 約100億円
- 事業の概要 自立式特殊堤の整備（延長約700m）

○今後の事業費の見込み

(単位：百万円)

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	合計
事業費	補助	国費	18	106	363	363	363	363	363	363	2,665
		県費	18	106	363	363	363	363	363	363	2,665
		市費	18	106	363	363	363	363	363	363	2,665
		小計	54	318	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	7,995
	単費	22	128	352	367	350	362	383	286	283	2,533
合計		76	446	1,441	1,456	1,439	1,451	1,472	1,375	1,372	10,528

平瀬川・多摩川合流部対策の早期完成に向けた継続的な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

河川管理施設の老朽化対策等について

■ 要請事項

河道の治水安全度を確保する必要があることから、河川管理施設の老朽化対策等の財源について、計画的な事業執行を図るため財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約 38km ありますが、そのうち、約 6 割が改修後、概ね 50 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
- 老朽化の進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川 の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、県管理の一級河川平瀬川において、護岸 変状が確認されたことから、治水安全性を確保するために、耐震性等の機能向上を 図る改築工事を令和 3 年度まで市単独事業として実施していました。
- 令和 3 年度より施設機能向上事業として国庫補助事業化されたことから、事業完 成には計画的な財政措置が不可欠となっておりますが、財政措置を講ずるにあたり、 新たな仕組みが必要です。

■ 効果等

- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水 安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎市内における県有施設等の活用等について

■ 要請事項

- 1 県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、地域の実情や意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、特別養護老人ホームや保育所などの社会福祉施設等への活用を促進するため、県有地の貸付や売却の際の要件緩和及び減額すること。
- 2 現在県有地を活用している施設について、現状、背景等を踏まえ、配慮するとともに、県有地及び市有地に関する課題の解決に向け、継続して協議を行うこと。

■ 要請の背景

- 県の緊急財政対策の取組により、県有施設の見直しのロードマップが示された後、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされておりますが、県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。
- 高齢化の進展や高止まりする保育ニーズ等を踏まえると、特別養護老人ホームや保育所、障害者通所施設等の社会的需要は依然として高く、住民への福祉サービスの充実が求められております。しかし、市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっているため、県有地貸付制度における貸付料の減額や、売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額などにより、県有地を社会福祉施設等への活用が求められております。
- 現在、県有地貸付制度を利用している介護施設においては、貸付料減額の優遇措置がありますが、保育所や障害者通所施設等の施設についても、同様の対応が必要です。
- なお、国有地については、介護施設において貸付料減額の優遇措置がされており、九都県市首脳会議において、保育所や障害者通所施設等の施設整備についても、同様の優遇措置を適用するよう、九都県市連名で国に対して要望しております。
- 新たに県立特別支援学校として活用する市有地を含め、県有地及び市有地に関する課題解決に向け、継続して協議を行う必要があります。

● 県有地の活用について

市からの主な要請等の経過

県の予算編成に対する要請活動の実施

「社会福祉施設等の整備に関する県有財産の貸付制度の創設について」

「川崎市内における県施設等の活用等について」

※平成 27 年については多摩川会としても要請

要請が実現した主な事項

- ・ 社会福祉施設整備促進のため、県有財産貸付制度を創設（平成 24 年）
- ・ 本市が選定した事業者が社会福祉施設を整備する場合、県と当該事業者との直接の随意契約による県有地売却も可能に（平成 27 年）

県有地貸付制度

社会福祉施設の設置を予定しているが、価格等の理由から譲渡を受けるのが困難な土地の場合貸付を受けることができる

⇒ 貸付料は不動産鑑定評価額に基づき決定

⇒ 貸付料の減額は行わない など

● 県有地を活用している施設

県有地貸付制度を活用

- ・ 境町フェニックス・境町パイナップル保育園
（特別養護老人ホーム、保育所の合築施設）

元川崎職業技術校京浜分校跡地 敷地面積:3,775.89 m²

平成 28 年 4 月開設（平成 26 年 10 月から土地の借受）

住所：川崎区境町 11-9



- ・ らいらっく幸保育園

元幸警察署塚越公舎跡地 敷地面積:1,392.71 m²

平成 28 年 4 月開設（平成 27 年 4 月から土地の借受）

住所：幸区塚越 2-220-37



その他の県有地活用施設

- ・ かわさき健康づくりセンター

元サンライフ川崎跡地

敷地面積：5,377 m²（駐車場・テニスコート・公園含む）

住所：川崎区渡田新町 3-2-1

平成 15 年の覚書に基づき無償貸付



- 県有地貸付制度について、保育所や今後県有地貸付制度を利用する施設の貸付料について、特段の配慮を行うこと
- かわさき健康づくりセンターについて、引き続き川崎市で所有する土地との等価交換に向けた協議を行うとともに、協議の間は無償貸付を継続すること
- 新たに県立特別支援学校として活用する市有地を含め、県有地及び市有地に関する課題解決に向け、継続して協議すること。

この要請文の担当課／総務企画局総務部庶務課 TEL 044-200-0863

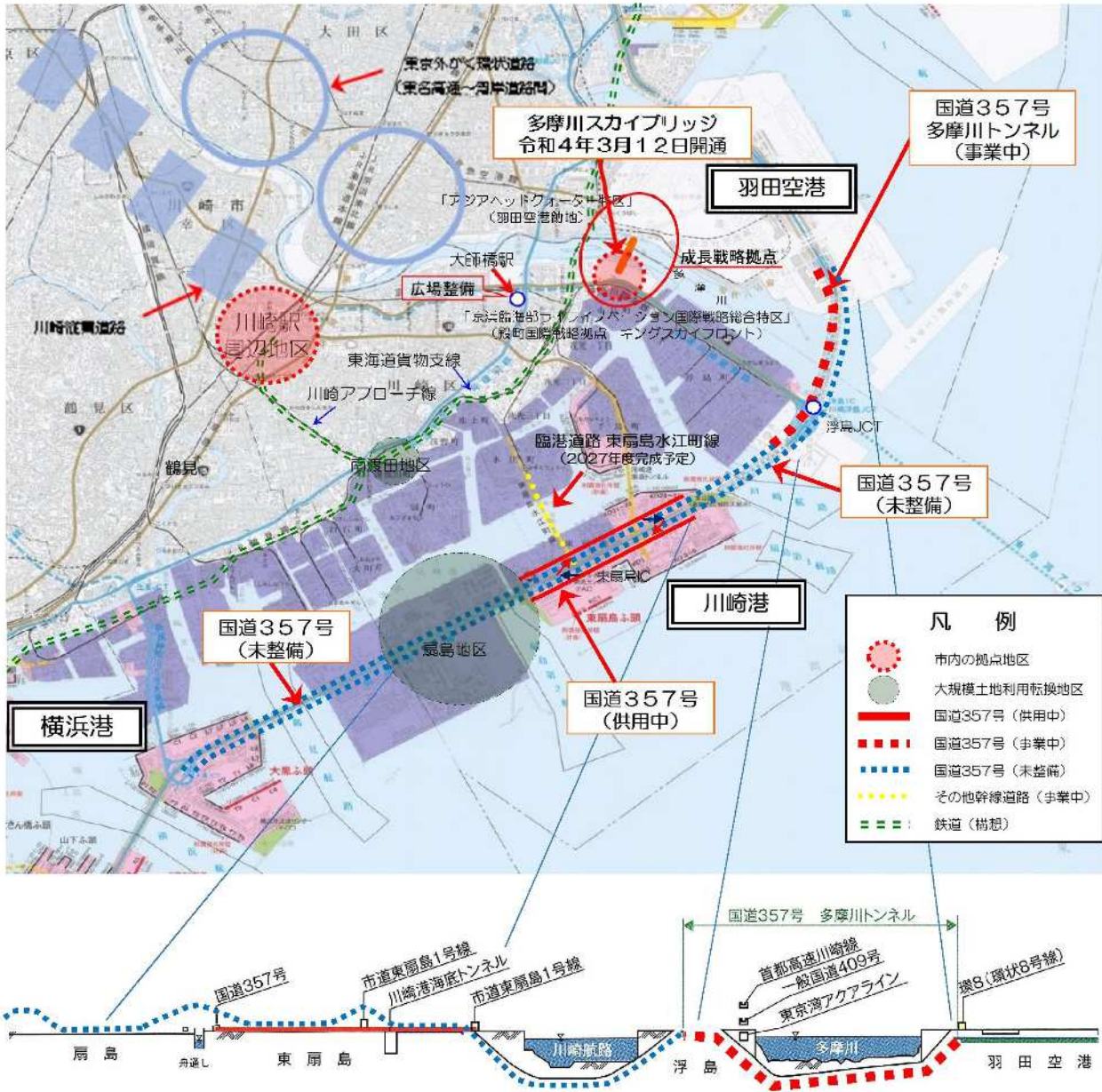
臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る 国道357号等の整備について

■ 要請事項

国道357号等の整備には莫大な事業費が見込まれることから、県域における広域的なネットワークとしての意義を踏まえ、財政面における支援を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきました。当該地域を含む京浜臨海部は、県全体の製造品出荷額に占める割合等も高いエリアであり、本市としても川崎臨海部の目指す将来像として「臨海部ビジョン」を策定し、持続的な発展に向けて取り組みを進めています。
- 国主催の「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、成長戦略拠点の形成を図るために必要となる都市・交通インフラとして、多摩川スカイブリッジと国道357号多摩川トンネルの整備が関係者間で合意されており、多摩川スカイブリッジは、県の支援も受け令和4（2022）年3月に開通しました。
- 国道357号は、東京湾に隣接する各都市を連絡し、首都圏の経済活動を支え、多摩川スカイブリッジ同様に神奈川県域の持続的な発展にも大きく貢献する重要な幹線道路であり、現在は多摩川トンネルが事業中です。
- また、扇島地区においては、カーボンニュートラル社会の実現等に向け大規模土地利用転換の取組を進めており、今後の事業推進のためには、国道357号・首都高湾岸線出入口等の交通基盤の整備を進める必要があります。
- さらに、臨海部地域と内陸部を結ぶ川崎縦貫道路は、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において、外環道との一本化を含めた幅広い検討が行われています。
- 国道357号等は、空港、港湾の連携軸等として、首都圏の広域交通ネットワークを形成し、神奈川県下に効果が広く及ぶことから整備を進める必要がありますが、整備には莫大な事業費が見込まれるため、整備促進に向けた財政面における支援が必要です。



・首都圏の国際競争力の強化等に向けた広域交通ネットワークの整備効果の早期発現
 ≪整備効果例≫ 競争力や魅力の向上、空港・港湾等へのアクセス強化、渋滞緩和、
 リダンダンシー確保・国土強靱化、広域的な交流・連携の促進 など

↓

**神奈川県下に効果が広く及ぶ幹線道路ネットワーク形成に向け、
 財政面における支援を行うこと**

この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室	TEL 044-200-2039
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部	TEL 044-200-2547

鉄道ネットワークの機能強化について

■ 要請事項

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 首都圏における都市機能の強化を図るため、鉄道ネットワークの形成や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和に向け、計画的な取組を図る必要があります。
- 本市では、今後も人口の増加が見込まれており、交通政策の理念や方向性等を示した「川崎市総合都市交通計画」に基づき、各鉄道路線の安全性向上や輸送力増強等による混雑緩和に向けた取組を推進しています。
- 鉄道ネットワークの整備のためには、鉄道事業者や他自治体等と連携して取組を進める必要があります。横浜市高速鉄道3号線延伸については、令和2（2020）年1月に概略ルート・駅位置を決定したところであり、横浜市と相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。
- また、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積が着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しております。

■ 効果等

- 鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

県の役割

かながわ交通計画に定める交通施策の推進方策に基づき、鉄道網の整備等に対して、国や鉄道事業者への働きかけを行うとともに、市町村等と連携して協力・支援し、整備を誘導すること

➡ 鉄道ネットワークの機能強化により、首都圏における都市機能の向上等が図られることから、広域自治体としての支援が必要

<鉄道ネットワークの機能強化の取組>



<川崎市総合都市交通計画の概要>

本市の交通政策の目標

- ① 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ② 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③ 災害に強い交通環境の整備
- ④ 地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備
- ⑤ 地球にやさしい交通環境の整備

鉄道交通施策の方向性

- ① 広域的な都市間の連携強化
・本市拠点機能及び拠点間連携の強化
・羽田空港へのアクセス強化
・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
・臨海部の交通環境整備
- ② 公共交通へのアクセス向上
・快適性の向上 (混雑緩和・定時性確保)
・安全、安心な移動環境の確保
・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
・地域(交通)分断の解消(交流の推進)
- ③ 耐震性の向上
・多重性(リダンダンシー)の向上
- ④ 車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
・公共交通の利用促進

鉄道ネットワークの機能強化

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2348

令和 6 年度
県の予算編成に対する要請書

令和 5 年 11 月

編集 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183